

野々市市障害者基本計画

(第2期計画 2018～2023年度)

概要版



平成30年11月
野々市市

はじめに

野々市市では、平成20年3月に「すべての障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現」を基本理念に「野々市障害者基本計画」を策定いたしました。この計画をもとに、市民にやさしい“このまちに住んで良かった”と実感のできるまちづくりを進めるにあたり、障害のある人の自立と社会参加の促進を目指した施策の充実に取り組んでまいりました。

この間、国の障害者施策は大きな転換期を迎え、平成25年4月には障害者総合支援法の施行、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されるなど様々な制度改正等が行われております。

こうした障害者福祉を取り巻く環境の大きな変化を受け、本市の障害者福祉の目指すべき方向性や、新法が掲げる共生の実現に向けた課題に即応していくためには、地域の人材や制度、関係機関等の社会資源を有効に活用しながら、地域全体で取り組み、解決の道筋を見出していく必要があります。

そのため本市では「共に支え合い 住み慣れた地域で 誰もが安心して暮らせる社会の実現」を基本理念に、障害のある人もない人も誰もが野々市市に住みたいと思っただけのまちづくりを目指し、本計画の策定をいたしました。

障害のある人にやさしいまちは全ての人にとってもやさしい住みやすいまちです。障害のある人もない人も、人それぞれに違いがあることを認め合い「自助、共助、公助」の考え方に基づいた支え合いの推進に取り組んでまいりたいと思っております。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました野々市市障害者基本計画等策定委員会の皆さまをはじめ、意見交換会においてご意見をいただきました関係各位に心より感謝とお礼を申し上げます。

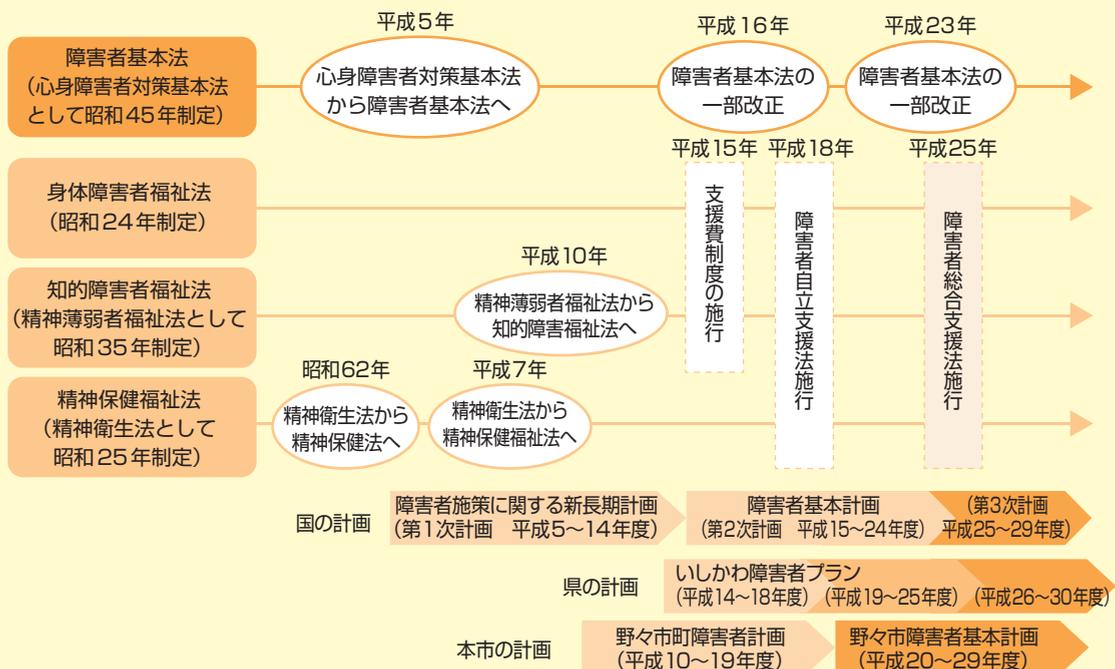
2018年11月 野々市市長 栗 貴章

■計画策定の趣旨

近年、国の障害のある人への施策は大きく変化しました。障害者基本法は、平成16年の一部改正において障害を理由とする差別や権利侵害をしてはならないことが、平成23年の一部改正において「地域社会における共生」の実現が盛り込まれました。また、障害福祉サービス等の提供に関する法制度は、平成15年からは身体や知的障害を対象として利用者がサービスを選択する「支援費制度」が施行され、平成18年からは障害者自立支援法により、精神障害を含めたサービスへと再構築されました。その後、平成25年には障害のある人と障害のない人が地域で共に暮らす社会を目指し、障害者自立支援法が見直され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）が施行されました。

本市は、国の施策の変化を踏まえながら、平成10年に「野々市町障害者計画」（平成10～19年度）を、平成20年に「野々市障害者基本計画」（平成20～29年度）を策定し「すべての障害のある方が 住み慣れた地域で安心して暮らせる 社会の実現」を基本理念に掲げて施策を推進してきました。しかし、障害のある人自身の高齢化や、障害のある人が社会の一員として、地域で暮らす社会の実現という点では、まだ多くの課題が残されています。

このような変化や課題を踏まえ、本市における障害のある人への施策をさらに展開するための方向性を示すため、「野々市市障害者基本計画（第2期計画 2018～2023年度）」（以下、本計画）を策定します。

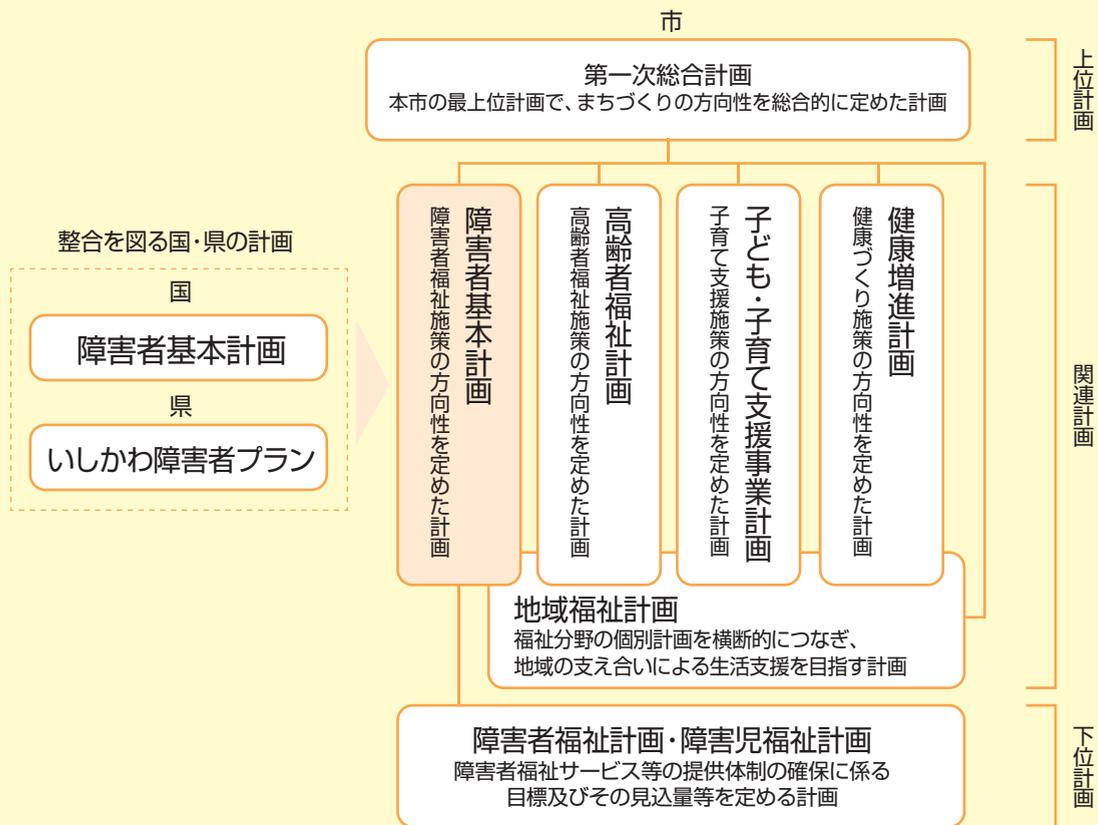


■計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中・長期の計画です。そのため、国や県の方針を踏まえて施策を展開するものとし、国の「障害者基本計画」、県の「いしかわ障害者プラン」との整合性を図ります。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第一次総合計画」との整合性を図り「地域福祉計画」「高齢者福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」等の関連する個別計画と連携し、効果的かつ効果的に施策を推進します。

さらに、障害者総合支援法に基づき定められる「障害福祉計画」、児童福祉法に基づき定められる「障害児福祉計画」を下位計画とします。障害福祉計画・障害児福祉計画は、本計画に記載する基本目標「1. 障害福祉サービスの提供体制づくり」に紐づく施策等の実施計画であり、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその見込量等が定められています。



■計画の期間

本計画の計画期間は、2018 (平成 30) 年度から 2023 (平成 35) 年度までの 6 年間とします。ただし、国における制度改正等、社会情勢の変化などにより、計画内容の変更が必要になった場合は、計画期間中であっても見直しを行います。

■計画の対象

この計画において対象となる「障害のある人」とは、障害者基本法第 2 条に示される「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」及び、難病があるために、長期にわたり生活上の支障がある人等と定義します。

基本理念

基本目標 1 障害福祉サービスの提供体制づくり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人が抱えている多様な問題をサポートし、1人ひとりの状況に合わせてサービスを総合的に提供することが必要です。

人口増加に伴う障害のある人の増加、高齢化・孤立化等の変化に対応し、障害のある人の多様化するニーズに応じて、必要な障害福祉サービスを継続的に提供していくため、サービス提供体制を充実させ、障害のある人の生活の自立、経済的な自立を支援します。また、障害のある子どもの療育体制を充実していきます。

1 自立した生活の支援

障害のある人が自立した生活を送れるよう、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児に対する支援等の障害福祉サービスを充実します。

2 経済的支援の充実

障害のある人が経済的に自立していくため、自立支援給付の訓練等給付の事業に係る団体・企業等と連携しながら支援体制を強化します。



3 障害のある子どもの自立支援

障害のある子どもが自立した生活を送れるよう、障害児通所支援等による障害福祉サービスを充実します。

障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービスの体系

サービス名	サービスの内容
居宅介護(ホームヘルプサービス)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により移動に困難がある方に、移動に必要な情報の提供(代読等)や移動の援護等の外出支援をします。
生活介護	昼間、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	夜間や休日、施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援(新設)	一般就労へ移行した人の、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

自立支援給付

共に支え合い 住み慣れた地

サービス名		サービスの内容
自立支援給付	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助（新設）	施設を利用していた人が一人暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
	相談支援	相談を通して、障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」をつくったり、地域移行や地域定着をサポートしたり、多様な問題に関する相談に対して必要な情報提供をしたりします。
	自立支援医療	心身の障害を取り除くためのかかった医療費の一部を補助します。
	補装具費支給制度	補装具費用の一部を補助します。
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発	障害者（児）に対する理解の促進及び障害者（児）の「社会的障壁」除去のため、小学生親子を対象にした障害疑似体験教室の開催や、イベント等での福祉ショップの出店を行います。
	自発的活動支援	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等の活動を支援します。
	相談支援	障害種別に関わらず、一般的な相談、情報提供・助言等の支援を実施します。
	成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に、費用を助成します。
	成年後見制度法人後見支援	成年後見等の業務を適正に行う法人を確保するための研修・組織体制の整備、活動支援を行います。
	意志疎通支援	手話通訳者の派遣等、地域生活の中で円滑なコミュニケーションができるよう支援を実施します。
	日常生活用具の給付	ストマ装具や紙おむつ等、障害者が日常生活を営むために必要な用具を給付又は貸与します。
	手話奉仕員養成研修	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、聴覚障害者等との交流活動を促進します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な方が、円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設を支援します。
	訪問入浴サービス	自宅において入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るための支援です。
	生活訓練	中途失明又は失聴した方等に、日常生活に必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行います。
	日中一時支援	障害のある人等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、日中において障害のある人等に活動の場を提供します。
	レクリエーション活動 等	障害のある人のニーズに応じた事業を実施することにより、自立と社会参加の促進を図ります。 手話奉仕員養成事業／障害者スポーツ交流大会
	自動車運転免許取得費助成	重度身体障害者の社会参加の促進のために、自動車運転免許の取得に要する経費を助成します。
	自動車改造費助成	重度身体障害者の社会参加の促進のために、就労等に必要の自動車の取得費又は改造費を一部助成します。
	障害児に対する支援	児童発達支援
放課後等デイサービス		就学している障害のある子の生活能力向上のため、必要な訓練や創作活動などをします。
保育所等訪問支援		集団生活への適応のため、保育所等に訪問して、障害のある子やスタッフの支援をします。
医療型児童発達支援（新設）		肢体不自由のため医療的支援が必要な障害のある子に、児童発達支援と治療をします。
居宅型児童発達支援（新設）		重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある子に、居宅を訪問して発達支援をします。
障害児相談支援		通所サービスを利用する際に「障害児支援利用計画」の作成や見直しを行います。
障害児入所支援		施設での生活を通して、重度・重複障害や被虐待児への対応を図ります。地域生活への移行を目指した支援を行います。

地域で誰もが安心して暮らせる社

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

障害の有無によらず、誰もが社会の一員として参加・貢献する地域をつかっていくためには、地域社会への参加や交流を通して、障害のある人と障害のない人が互に関係づくりを学び・実践することで、社会的な障壁をなくしていくことが必要です。

障害のある人が地域の中で暮らしていくために、地域の理解を促進し、地域の協力体制を強化します。合わせて、障害の有無に関わらず、地域社会に参加し、交流を深めていく地域づくりを推進します。また、見守り・支え合いのネットワークづくりを促進していきます。

1 地域の理解の促進

地域福祉の活動の担い手との連携を推進するとともに、市民に対して障害に関する情報発信を推進します。

2 地域社会への参加

地域での障害のある人と障害のない人の交流を促進します。また、選挙や障害関係の施策形成等への障害のある人の参加を推進します。

3 交流・ふれあいの推進

地域の様々な活動に参加する先駆者となる障害のある人を支援します。また、障害のある人と地域住民との交流の場を増やしていきます。

4 見守り・支え合いのネットワークづくり

地域支え合いマップや災害時要援護者の避難支援プランを活用しながら、地域による見守り体制を整備します。また、障害のある人と障害のない人の交流を促進します。また、市民による障害福祉に関する社会活動を支援します。



基本目標 3 支援の総合力を高めるネットワークづくり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人が抱えている多様な問題をサポートするサービスの質を高めていくことが必要です。

人材や事業費等の限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に障害福祉サービスを提供していくため、サービス体系を支える関係者との連携を強化していきます。障害福祉に関連する情報を集約したり、共有したり、課題を協議したりする場を整備することで、サービスの質の底上げを図ります。また、地域生活拠点や共生社会のあり方を研究していきます。

1 障害福祉サービスのネットワークの強化

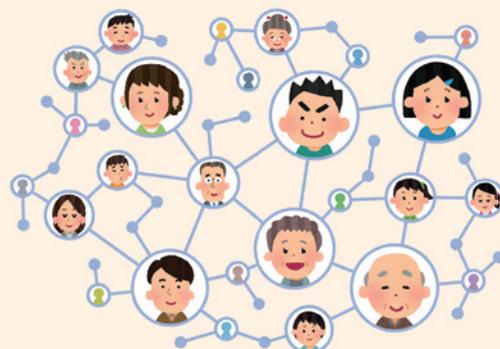
地域生活支援拠点や基幹相談支援機能の構築を図ります。また、障害福祉に関連する情報の集約と、利用者の視点を取り入れたわかりやすい情報提供を推進します。

2 情報共有による障害福祉サービスの質の向上

野々市市障害者自立支援協議会を活用して、障害福祉サービスの関係者との情報共有や課題の協議等を推進します。

3 高齢者・障害のある人等との共生の推進

障害のある人と高齢者等の交流の場を活用して、障害のある人と高齢者の共生型サービスの研究を推進します。



会の実現

基本目標4 障害福祉を支える基盤づくり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害福祉を支える基盤を強化していく必要があります。

障害福祉を支えるソフトの基盤として、情報発信、差別解消・権利擁護・虐待防止、福祉教育を推進します。また、障害福祉を支えるハードの基盤として、生活環境整備や防災・防犯対策に取り組みます。

1 情報発信の充実

情報発信体制の検証と改善による情報アクセシビリティの向上に取り組みます。また、緊急時においても障害のある人と周囲の人との相互の意思疎通支援や必要な人材の育成と活用を通して、障害のある人への情報提供やコミュニケーションの充実に図ります。

2 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進

地域での障害のある人と障害のない人の交流を促進します。また、選挙や障害関係の施策形成等への障害のある人の参加を推進します。

3 福祉教育の充実

小・中学校や地域における福祉教育の充実に取り組みます。

4 生活環境の整備

障害のある人の移動の充実や公共空間のバリアフリー化に取り組みます。

5 防災・防犯対策の推進

災害発生時における福祉避難所の確保や障害のある人への情報伝達手段の確保に取り組みます。また、地域の防犯対策の促進や消費者問題に関する意識啓発に取り組みます。



基本目標5 障害のある人の生活の質の向上

障害の有無によらず、誰もが社会の一員として参加・貢献する地域をつかっていくためには、地域の多様な活動への参加や交流を通して、障害のある人と障害のない人が互いに関係づくりを学び・実践することで、社会的な障壁をなくしていく必要があります。

障害のある人が、主体的に活動することで、自らの生活の質を高められるようにするため、様々な社会活動へ参加できる環境を整えていきます。生涯学習、スポーツ、文化、健康づくり等の活動の関係者と連携し、障害の有無に関わらず活動を楽しめる環境づくりを推進します。

1 生涯学習の充実

生涯学習活動への参加を呼びかけるとともに、関係者と連携して安心して活動できる環境づくりに取り組みます。

2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

スポーツ・レクリエーション活動の参加を呼びかけるとともに、関係者と連携して安心して活動できる環境づくりに取り組みます。

3 芸術・文化活動の推進

芸術・文化活動の参加を呼びかけるとともに、関係者と連携して安心して活動できる環境づくりに取り組みます。

4 健康づくりの推進

健康づくり活動の参加を呼びかけるとともに、関係者と連携して安心して活動できる環境づくりに取り組みます。



■計画の進行管理の方法

計画の進捗管理は、計画を立て (Plan)、実行し (Do)、その進捗状況を定期的に把握し評価したうえで (Check)、その後の取り組みを改善する (Action)、P D C A サイクルを基本とします。

野々市市障害者自立支援協議会において基本目標の達成状況を毎年評価し、市で実施する主な取り組みの評価の結果と合わせて、翌年度の主な取り組みの内容を改善します。また、計画期間の最終年度には計画全体の達成状況を評価し次期計画に反映します。

	計画の達成状況の評価	基本目標の達成状況の評価	主な取り組みの評価
目的	計画全体の達成状況を評価し次期計画に反映する	基本目標の達成状況を評価し主な取り組みの改善につなげる	主な取り組みの内容を評価・改善する
評価主体	野々市市障害者自立支援協議会		市
時期	6年後 (計画の見直しに合わせて)	毎年	
評価のレベル	計画全体	基本目標	主な取り組み

基本目標	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	単位
1	地域生活移行者数	0	5	人 (累計)
	一般就労移行者数	5	8	人 (累計)
2	重度障害のある人の 避難行動要支援者台帳への登録者割合	77.6	80	%
3	障害福祉サービスの関係者による協議によって 改善された取り組みの数	0	6	事業 (累計)
4	手話通訳者の派遣人数	62	80	人 (延べ数)
5	野々市市障害者スポーツ交流大会への参加者数	179	200	人/年



発行 野々市市

野々市市 健康福祉部 福祉総務課

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地 電話 076-227-6061 FAX 076-227-6251

E-mail fukushi@city.nonoichi.lg.jp

計画のより詳しい内容は、市のホームページでご覧になれます。▶ <http://www.city.nonoichi.lg.jp/>